

浜松市景観条例に基づく完了（一部完了）の届出について

□ 提出書類

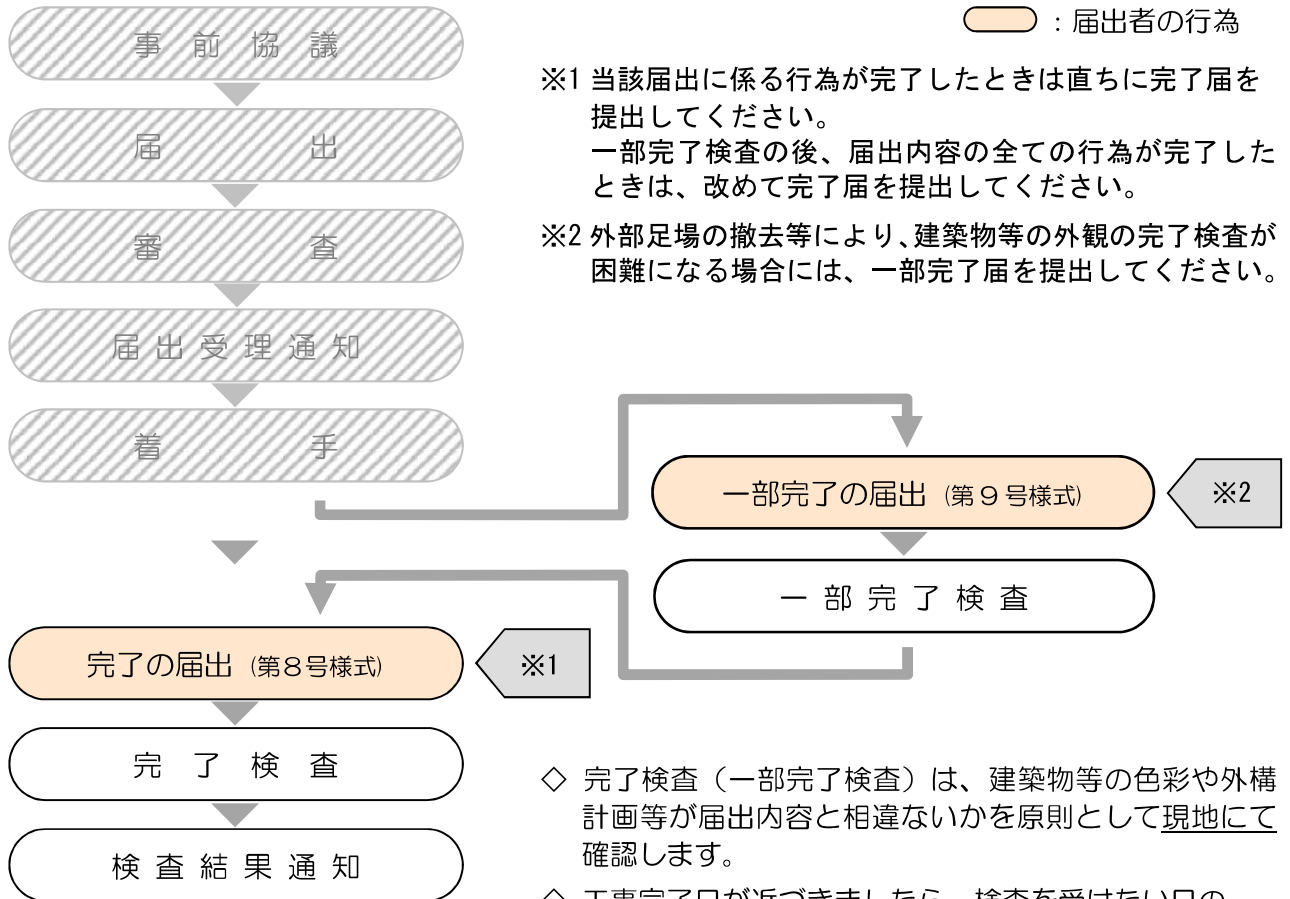
行為の完了（一部完了）の届出（部数：1部）

景観計画区域内における行為の完了届出書（第8号様式）に、下記の図面等を添付してください。

また、外部足場の撤去等により建築物等の外観の完了検査が困難となる場合は、景観計画区域内における行為の一部完了届出書（第9号様式）に、下記の図面等を添付してください。

添付書類	備考
① 完了カラー写真（1）	建築物等の各面の外観全体が分かるカラー写真（各面ごと） 土の採取等に係る行為については、行為後の状況が分かるカラー写真
② 完了カラー写真（2）	周辺を含む遠景のカラー写真（2方向以上）
③ その他	検査に必要な書類がある場合

□ 届出手順



□ 届出窓口

行為地	窓口	連絡先
中央区 浜名区の一部（旧北区）	土地政策課	TEL:053-457-2656 FAX:050-3737-6815 E-mail : tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
浜名区の一部（旧浜北区） 天竜区	北部都市整備事務所 （浜名区役所内）	TEL:053-585-1154 FAX:050-3385-9036 E-mail : hk-toshi@city.hamamatsu.shizuoka.jp